

## 平成21年度山梨県中山間地域等直接支払事業検討委員会会議録

(平成21年6月9日掲載)

- 1 日 時 平成21年5月25日(月)午後2時00分～午後4時00分
- 2 場 所 恩賜林記念会館2階特別会議室
- 3 出席者(敬称略)  
(委員) 今村委員 小林委員 常秋委員 樋口委員  
松隈委員 田草川委員 仲澤委員  
(事務局等)農政部石川技監 有賀農村振興課長 武井課長補佐  
田口主幹 樋口主査
- 4 傍聴者等の数 0人
- 5 会議次第  
(1)開会  
(2)あいさつ(農政部石川技監)  
(3)議事  
(4)閉会
- 6 会議に付した事案の案件  
(1)平成20年度中山間地域等直接支払交付金の交付状況について【公開】  
(2)中山間地域等直接支払制度の最終評価について【公開】  
(3)その他:山梨県中山間地域等直接支払事業検討委員会設置要領の改編【公開】
- 7 議事の概要

(座長)

それでは、お手元の資料は整っているということですので、議題に入りたいと思います。

本日の会議は2時間の予定で4時には終えたいと思いますので、議事進行にご協力をお願いいたします。

本日の議題は、お手元に配布してございます次第にありますように、「平成20年度中山間地域等直接支払交付金の交付状況」「中山間地域等直接支払制度の最終評価」についてでございます。

事務局から説明いただき、その後、委員皆様方のご意見を賜りたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

(事務局から説明)

(座長)

どうもありがとうございました。

ご質問あるいはご意見がありましたらお願いいたします。

(委員)

すぐの問題ではないが、ページで言いますと資料の2ページのところの上の(3)の協定参加者の構成、そこに法人ってありますよね。法人13、そのすぐ下にそれとダブルかもしれませんが個別協定の場合の農業生産法人3という数字と、後の方のページで言いますとページ8の(7)の集落マスタープランの内容の表17の下の「特定農業法人とは、担い手不足が見込まれる地域で、当該地域の農地利用を担う法人として、認定を受けた農業生産法人」、これはまあ0ですよ。今回のこの問題に直接関係ないんですが、今後の課題として、やはり株式会社っていうか、会社やその他の法人が農業やるのがどの程度増えてくるかわかりませんが、増えてきた時に制度でどんな風に扱うか検討していれば、またなにかあればお聞きしたいなと思います。

(事務局)

委員ご指摘の内容なんですけれども、まず2ページのところの(3)の協定参加者の中に法人とありますけれども、これは協定に連携という形で参加しているNPO法人とかそういったものが入ってきていると思います。

(委員)

法人の今後の問題で、今回のこれはこれでいいわけなんですけれども、今後いわゆる株式会社というか、そういう形でたぶん増えてくるんじゃないかと思うんですけれども、そういう法人に直接支払制度を適用する考え方があるのかどうかを伺いたい。先の話ですが。

(事務局)

今現状でも、NPOとかそういう法人だと思うんですけれども、法人と一緒に連携活動はできる形になっていますし、今後を考えても集落協定も高齢化が進んでいますので、そういった企業法人につきましても連携をしていくような形で支援していく必要があるのかなと思います。

(座長)

法人はまだ農地取得はできなかつた。ということは取得できなければ作業の受委託の関係とかそういったNPO法人が入れるようにするとか。農地法はどうだった。農地を取得するのは大変困難で、株式会社という形態で農地取得できるかという可能性だね。その議論はあったと思うけど。

(事務局)

農地の取得の関係では、農業生産法人以外につきましては農地は取得できません。今の議論されている中山間直接支払いの中で農地をもっていわゆる土地もち農家という形での株式会社の参加はできませんが、いずれにしても株式会社も農業には参加していますし、農家という言い方は適切かわかりませんが、地域の一員として農地をもつものたないにかかわらず参加していただくということになると思います。

(委員)

農地法の問題も、まだ小作権の問題それから農地の売買を含めて、まだ大きな枠組みは決まっていなくてですね。ですから会社が農地を買収したいとしても農地法にひっかかるとか、その辺で今後の課題になると思うですけどもね。当分これはまだ考える必要はないと理解していいんですか。法改正をしないと中山間地域の問題は議論できないわけですね。株式会社の場合には、大元で議論してその辺の決着をつけていただかないと、せっかくいい制度があっても入り込もうと思っても入り込めないわけですよ。この辺をやはりこれからお願いしていかないとならない。だいぶ先になりますけど、今景気が非常に悪いんで2、3年の間は期待できる。直接関係ないんですけども、たまたまここに法人ってありましたから、いったいどういう法人なのかなということでお聞きしたわけです。

(座長)

受委託の場合は、賃貸借の場合もあるんだけど法人は土地を借りて農業を営むことはできますよね。取得はできないけど。現在の法律で株式会社が農地を借りて農業をやることについては合法ですよ。条件のいい中山間地域で株式会社が何とかして農業を助けたいとなって、制度を受けて適正な農地管理ができるということになった場合、ついでに農地を取得してといった場合に現行法では問題がでてくるんですよ。具体的には集落協定に法人が入っているっていうのはどういうことですか。

(事務局)

今の現状は、農地をもってという形ではなく共同活動に連携してあたっているということですよ。

(座長)

具体的なイメージとして何となくわかるんですけど、私の田舎にも会社があるんですけど集落の一員としての位置付けで、付加金とか農道の整備とか用水路の整備とかい

った場合に賦役がかかるんです。

(事務局)

NPO法人が学校との連携とか、体験農園とかそういったものを連携してやっているという事例があります。

また、将来的には農家が農地を持って農業をやるという形態が、高齢化がそのまま進んでいくとできなくなり、いずれ会社組織なりが農業に参入してくると思います。その時農地をもつもたないにかかわらず、その地域で農業をやっていくということになれば、その企業もその地域の農家と同じ扱いの中で、こういった集落協定には参加してやっていただくという時代には必ずなると思います。

(座長)

具体的に今のイメージで入りそうかな、大会社が社員の福利厚生関係で中山間に農地を借りて、そこで社員の福利厚生の位置づけで農業をやるっていうことがでてくるってことですね今の話しは。

(事務局)

今のCSRの件につきましては、今年度から取り組むということで農政部の方では予算化をしてやっています。CSRとして参加する企業、農業として参加する企業、いずれそういった方々に協力いただく形で、本年度から本腰をいれて取り組んでおります。

(座長)

他に質問はいかがですか。

(委員)

数字を丁寧に分析していただいて数字的にはわかったんですが、こうした交付金が、問題はこういった効果があったのかわからないというか、効果があったのかなという疑問がつくんですがいかがでしょうか。

(事務局)

今お話しているのは、交付金の交付状況ということで効果については触れていませんが、参考資料の3の2ページをご覧ください。これは19年度に中間年ということで制度の評価をしたものです。制度の趣旨である耕作放棄地の発生防止については、集落協定のアンケートから協定締結面積のうち1,018ha、24.1%程度はこの制度を実施しなかった場合に耕作放棄された恐れがあったということで回答しておりまして、耕作放棄地の未然の発生防止に効果があったということと、また、鳥獣害対策についても216協定、1,930ha、45.1%で対策がとられ、6割の集落協定で被害が減少したとしています。その他、耕作放棄地の発生防止以外の効果もみられたということで、この時点で評価をしております。

(委員)

耕作放棄地は増えているんですけども、これがなかったらさらに増えていたということで、耕作放棄地が増えるのを止めたということによろしいでしょうか。

(事務局)

この制度は平成17年度から21年度までの5年間の制度で協定を締結して農業生産活動を続けることによって農地を守っていくというもので、今協定面積が4,277haありますけれども、死亡、病気等の免責事項以外では途中で止めた場合は交付金を返還しなければならないことがあるため、基本的には17年度に協定を締結すれば5年間は耕作放棄地となりません。

(座長)

他にいかがでしょうか。

(委員)

8ページの(8)なんですけれども、通常単価協定は233協定とありますが、他のところでは385協定とあるのにここだけ違うのはどうしてでしょう。

(事務局)

ご指摘の内容ですが、参考資料1の9ページをお開きいただきたいんですけども、中ほどに通常単価の8割水準の交付を受ける協定の場合の活動内容がありますが、これはすべての集落協定385協定が実施しています。また、11ページの上に通常単価の交付を受ける協定の場合の活動が書いてあります。この活動を行い通常単価の交付を受ける協定が全集落協定385協定のうち233協定あり(8)はこの協定の取り組み内容を説明しているためです。

(座長)

6ページの表13と表14の関係をちょっとどっか説明してあげないとわかんない。13ページは交付金の対象となる、下は必ずしも交付金の対象となっていないけれども取り組んだ総数でしょ。表13の農地管理っていうのは交付金をうけた協定数171件あって下にも農地のり面の管理が259とありますから、上と下との事項が微妙に似通っているのがあるからどちらかに注をつけた方がいいかなって感じがします。

(事務局)

6ページの表14ですけども、これは全協定が行っているもので、協定活動の内容を言っていて、上の方の表13につきましては全協定385協定の交付金の使い途を言っていますので、必ずしも表13と表14が同じにはならない。ご指摘のとおり表13の方は交付金の使い途を言っているとわかりやすく表記をしたいと思います。

(座長)

これはどこの都道府県を見てもこうなっているんですか。これはたぶん農水省のフォーマットだと思うんですけど。表の上と下の表記が微妙に違っていています。例えば水路農道等の維持管理が表13の表現なんですよね。下に来ると農地法面の管理、これは水路農道の管理とは違うからいいんだけど、農地管理これはイコール法面管理ではない。上は鳥獣害防止対策と下は鳥獣被害防止対策と被が入ってないだけですけれども。

(委員)

見る人にわかるようにつくらなければということになれば、行政レベルの理屈じゃなくて一般の市民、県民、国民がわかるように注釈いれりとか、またわかりやすいようにくり直すとかした方がいいんじゃないかと思います。

(事務局)

はい、わかりました。

(座長)

それではこの件に関しては、よろしいでしょうか。

では、2番目の議題に移らせていただきます。

2番目の「中山間地域等直接支払制度の最終評価」について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局から説明)

(座長)

どうもありがとうございました。

最終評価の方法、それから評価の内容ということで、説明をいただきましたが、ご質問あるいはご意見がありましたらお願いいたします。

(座長)

それでは、私から先に、耕作放棄地の調査っていうのはまた別のところでやってるのかもしれませんが、限界的農用地をどう考えるかってことなんです、すなわちどういうことかという終戦直後の昭和20年代の食糧難にですね、無理して木を切って田んぼにしたものを、適正な林地化っていうのが平成17年から制度に入ってきているから、その辺を評価に入れないの。

現地を見にいくとその辺はうまくいっているからいいんだけど、上へいくと猫の額もないところに稲をつくって、すごい山間ですよ。そこに税金を使うより治山治水にウエイトを置いて、適切に植林をした方が僕はいいいんじゃないかなという考えをもっているんで、中山間地域であんまり無理してね、もともと農地にふさわしくないところを農地として開墾した時代がありまして、そこをどういうふうにするか、この評価の中に

入れるか。

(事務局)

耕作放棄地の関係につきましては昨年全国調査をいたしました。山梨県でいえば28市町村すべて調査いたしまして、既に林野化しているところについては基本的に林地にしよう、まだ耕作放棄地の割合が軽いところについては農地として活用しようということを分けて調査をいたしましたので、今年度から林地化していく部分と農地として活用していく部分を整理していきたいと考えております。

(座長)

わかりました。それでは検討課題の評価項目には入れないということによろしいでしょうか。他の委員の方向かお気づきの点はないでしょうか。

(委員)

最終評価結果書の最初のところの交付金額ですけれども共同取組活動分は先ほどの交付状況の説明であった金額と一致しているんですけれども、個人配分分の数字が違いますけどこれはどういうことでしょうか。

(事務局)

先ほどのものは集落協定の共同取組活動分と個人配分分の内訳ですけれども、この最終評価結果書では個別協定の分を個人配分分に入れているため数字が違ってきます。

(委員)

評価区分のABC・・・で山梨県ではAが2市町村、Bが16市町村、Cが5市町村あったということで県の評価区分はBとなったということですが、A要件を達成したかどうかということではないのでしょうか。

(事務局)

評価区分は達成率で評価するのではなく、市町村のレベルで言えば市町村の担当者がこの制度が地域にとって有効と感じられるか役にたっているかを判断しています。県はBと評価をしている市町村が多いということを考慮して評価区分をBとしています。

(委員)

資料3の4ページの5の総合評価「果樹の生産コストを考えると現行制度の畑単価は低い」とあるが根拠となる資料を添付しておく必要があるんじゃないかなと思います。

(座長)

これは備考欄に書けるんじゃない。

(事務局)

備考に載せるようにいたします。

(座長)

どうもありがとうございました。

この件に関しては、他にご意見はございませんでしょうか。

それでは、3番目の議題に移らせていただきます。

3番目の「その他」について、事務局からご説明をお願いします

(事務局)

山梨県中山間地域等直接支払事業検討委員会設置要領の改編であります。

現在、農政部耕地課において実施している「農地・水・環境保全向上対策」であります。本対策は農村地域における農地や農業施設等を地域ぐるみで保全する活動を支援する制度であります。

実施要綱では、交付金の点検や取り組みの評価及び、指導・助言を得るため第三者機関を設置することとなっているため、第三者機関の立ち上げを検討してまいりました。

その結果、中山間地域等直接支払及び農地・水・環境保全向上対策の両事業とも、農村の振興に資する施策であることや、第三者機関の設置目的が共通していること、委員選任の事務量の軽減が図られることなどから、現在の中山間地域等直接支払事業検討委員会設置要領に農地・水・環境保全向上対策を会議内容に加え、同委員会においてご意見をいただく形式が適当ではないかと考えました。

従いまして、このたび同設置要領の改編を行っていきたいと考えておりますので、よろしくご願いいいたします。

(事務局説明)

(座長)

説明ありがとうございました。

それでは、中山間地域等直接支払事業検討委員会設置要領の改編についてはよろしいでしょうか。

(事務局側で名称等の設置要領改編案を作成し委員に示すことで了承される)

(座長)

どうもありがとうございました。

それでは、以上、用意いたしました議題についてご議論いただきましたが事

務局から、その他ということで何かございますでしょうか。

(事務局)

ありません。

(座長)

それでは、これで、検討委員会の議事を閉じさせていただきます。